# 9 W, 318

## 秋田県建築士事務所協会NEWS

発 行/秋田県建築士事務所協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7東カンビル

編集者/広報委員会

TEL018-865-1225 FAX018-865-1293

HPアドレス http://akitafao.jp/ E-mailアドレス akitafao@cocoa.ocn.ne.jp

#### ※協会のうごき

#### R 4年 9月

1日 理事会

7日 開設者・管理建築士の為の「建築士事務所の管理研修会」 (秋田テルサ)

12日 日事連常任理事会(東京)村田会長

16日 耐震診断事前審査(本荘CP)

22日 耐震診断判定委員会(本荘CP)

26日 日事政研第2回役員会議(Web)村田会長

29日 日事連単位会会長意見交換会(熊本県)

青年話創会(熊本会)堀井青年委員長

30日 全国大会(熊本大会)



#### R 4年10月(予定)

5日 日事連景観まちづくり委員会(東京)村田会長

6日 日事連北東ブロック協議会会長会議(Web)

7日 (公財)秋田県木材加工推進機構

創立30周年記念式典・祝賀会(能代市)村田会長

11日 耐震診断事前審査(本荘CP)

14日 第64回建築士全国大会(あきた大会)

18日 耐震診断判定委員会(本荘CP)

21日 第36回秋田の住宅コンクール審査会

28日 日事連指導運営委員会(東京)佐藤(友)副会長

31日 第5回理事会

# 10<sub>E</sub>

## 令和4年度秋田県違反建築防止週間

#### 秋田県建設部長

### 1 目 的 本週間は、建築基準法の目的・内容について広く県民の 理解と認識を深め、違反建築の防止を図るとともに、建築 基準法が定める建築のための諸手続の徹底を図り、 建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資 することを目的とする。

- 2 実施期間 令和4年10月15日(土)から21日(金)
- 3 実施内容 1)建築基準法等の周知徹底

①各地域振興局内に建築相談窓口を開設し、建築基準法に定める建築確認及び中間・完了検査制度並びに建築士法に定める工事監理制度の目的・内容の周知により、違反建築物の未然防止に努める。2)違反建築物の早期発見

本週間中、工事完了予定年月日を大幅に経過している建築物等で完了検査申請が見提出のものを重点的に点検し、違反の早期発見に努める。

3)一斉公開パトロールの実施

一斉公開パトロールを令和4年10月19日(水)に 実施することとする。

# 秋田県林業木材産業課からのお知らせ

#### 〇木造設計支援事業の公募期間延長

【木造設計支援事業の概要】

- 1)延床面積500㎡を超える規模で、構造耐力上主要な部分である柱や梁等に県産材を使用(一部でも可)する実施設計をする場合、採択されると建築士事務所に上限100万円の補助金がでます。(公募型の補助金です。)
- 2)事業実施主体

県内に事務所を有する建築士事務所

3)募集期間

令和4年11月30日(水)まで

※詳しくは秋田県林業木材産業課のホームページをご覧ください。 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49028

## 〇木造の設計等にかかわる各講習会のお知らせ

「演習で実践的に学ぶ 入門木造の許容応力度計算セミナー」 ~速習ー日コース~

令和4年12月6日(火) 吉野石膏虎ノ門ビル 定員30名

「入門木造の許容応力度計算WEB講習会(動画配信版)」

※【お問合せ先】(公財)日本住宅・木材技術センター総務情報部 TEL 03-5653-7663

http://howtecs.shop-pro.jp/

### 国土交通省官庁営繕部が行う業務量実態調査への ご協力のお願いについて

(一社)日本建築士事務所協会連合会会 長 児玉 耕二

現在、国土交通省住宅局において業務報酬基準告示(告示第98号)の改正に向けた検討が行われておりますが、国土交通省官庁営繕部においても、官庁施設における設計等の業務の予定価格を積算する標準的な内容を定めた「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務量等積算要領」を改定すべく検討にを行っており、今般、官庁営繕部においても、より詳細な実態を把握するための業務量にかかるアンケート調査を実施する予定としております。

アンケート調査の対象事務所はこれまでに官庁施設の設計・工事監理を おこなったことのある建築士事務所とのことです。

なお、情報保護の観点から送付先建築士事務所の情報等は開示できないようですが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 法改正に伴う住宅相談等の対象拡大について

住宅リフォーム・紛争処理支援センター

10月1日の住宅瑕疵担保履行法の改正により、センターが行う 住宅相談、住宅紛争処理支援等の業務の対象が拡大されることに なりましたのでお知らせいたします。

住宅に関するトラブルについて、弁護士と建築士のペアによる対面 相談「専門家相談、裁判外の紛争解決手続「住宅紛争処理」の 利用できる対象が拡大されます。

※上記2サービスは消費者(住宅取得者)のみならず、事業者も できる制度です。

https://www.chord.or.jp/expand/

※事務所協会ホームページにも掲載しております。 https://akitafao.ip/

第36回 秋田の住宅コンクール 作品募集!!



受付期間 令和4年9月1日(木)~9月30日(金) ご応募お待ちしております。